

令和5年度インフルエンザ予防接種補助金制度実施要領

補助金対象となる予防接種期間	令和5年10月1日から令和6年1月31日まで
補助の対象者	接種の日に、当健康保険組合の被保険者および被扶養者の資格があり、国内の医療機関等で接種を受けた方。
補助金限度額	一人あたり2,000円（消費税込み） ※ 支払った額が補助金限度額に満たない場合は支払った額。
申請方法	被保険者は事業主に受領委任し、事業主により被保険者および被扶養者分をとりまとめ、インフルエンザ予防接種補助金申請書（別紙①）に連名簿（別紙②）と領収書（コピー可）を添付し、請求してください。 〔当健康保険組合への補助金申請は、事業主による請求とさせていただきます。取りまとめ等、お手数をおかけしますがよろしくお願いいたします。〕 <u>なお、受領委任状等の添付は必要ありません。</u> ※ 領収書には、接種を受けた方の氏名、日付、実施した医療機関名、接種に要した費用、内訳に「インフルエンザ予防接種代等」と記載してあること、以上の全てが確認できることが必要です。 ※ エクセル版申請書様式を当健康保険組合ホームページ（お知らせ）に掲載していますのでご活用ください。 ※ 事業所として本予防接種を実施している場合は、上記の内容が確認できるものを添付してください。
申請期限	令和6年2月29日（木）
補助金支払日	令和6年3月を予定しています。
その他	※ 医師の判断等で2回以上接種した場合であっても、補助の対象となります。 ※ 他の制度（市区町村等）から補助を受けることができる場合は、その制度が優先となります。なお、自己負担がある場合は補助の対象となります。

インフルエンザのいちばんの予防法は、流行前のワクチン接種といわれています。あわせてウイルスへの感染予防（手洗い、うがい、湿度コントロールなど）、ウイルスに負けない体づくりも大切です。